

## 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う林業信用保証の 対応について（お知らせ）第4報

新型コロナウイルス感染症の発生により、林業・木材産業事業者の皆様の資金繰りに支障が生じないよう、当基金では、現在、以下の対応を行っておりますので、お知らせします。（下線部が今回追加の部分）

### 1. 相談窓口の設置

信用基金ホームページに掲載のとおり、新型コロナウイルス感染症の発生による以下の相談窓口を設けております。不安なことなどについて、お気軽にご相談・ご照会ください。

相談窓口

連絡先	独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務部業務課 担当：鈴木（弘）、本間
電話	03-3294-5585、5586
FAX	03-3294-5595

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-(R2.3.10)に基づく対応

今般の「新型コロナウイルス感染症」に起因する影響が発生し、事業継続に支障をきたす場合については、今年度新設した「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となることが令和2年3月10日に新たに決定されました。また、「林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領の一部改正について」（令和2年3月16日付独信基302令和元年度385号）を施行しました。

「林業・木材産業災害復旧対策保証」の特徴

- ・保証限度額：通常保証と別枠で8,000万円
- ・保証期間：運転資金5年以内、設備資金15年以内（返済据置期間は2年以内）
- ・保証料：最大で5年間保証料免除
- ・適用条件：（別紙参照）
  - 従業員が罹患する等の直接的な影響により経済的被害が発生（100%保証）
  - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少（80%保証）
  - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少（100%保証）

（資料） URL：<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html> 又は



をご参照下さい。

### 3. 根保証の活用（2によらない場合を想定）

新型コロナウイルス感染症の発生により、今後の取引や資金繰り等に不安を感じていて、運転資金の融資枠を予め確保しておきたい場合に、「根保証」の活用をお勧めしております。

根保証とは、利用者が融資機関から反復継続して手形貸付を受ける場合、あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間を定めておき、その範囲内なら何度でも繰り返し保証を受けられる仕組みです。

根保証の保証料は、保証極度額に対して「一括前払」となりますが、根保証期間終了後、ご請求により、未利用分の保証料を事務手数料10%控除のうえ返戻いたします。

#### 4. 事業承継支援保証の活用

「新型コロナウイルス感染症」に起因して転廃業を余儀なくされた事業者から、従業員、資産、経営等を譲り受けて地域の雇用や産業の安定化に協力する場合には、そのために必要な資金に対する当基金の保証料を免除する「事業承継支援保証」が始まりました。  
※本保証は、「3. 根保証」と同様に、コロナ関連でなくても活用できます。

#### 5. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者のための借換資金への信用保証について

一般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者が、債務の負担を軽減するために借換えを希望する場合には、当信用基金の信用保証及び融資機関の貸出金利のいずれも実質的にゼロとすることができるようになりました。(林業者が対象。木材加工業は対象外)

なお、この事業の利用に当たっては、当方への申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請をしていただく必要があります。

##### 「借換資金への信用保証」の特徴

- ・保証限度額：3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額
- ・保証期間：運転資金10年以内、(設備資金の借換えの場合は15年以内)(返済据置期間は2年以内)
- ・保証料：最大で5年間保証料免除
- ・適用条件：(別紙参照)
  - 事業継続に支障をきたしている林業者(林業による所得(売上高)が総所得(総売上高)の過半を占めている必要があります。)
  - 従業員が罹患する等の直接的な影響により経済的被害が発生(100%保証)
  - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(80%保証)
  - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(100%保証)
  - 全国木材協同組合連合会の利子助成を利用

(資料) URL：<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html> 又は



をご参照下さい。

詳細につきましては、1の相談窓口にお問い合わせください。